平成２５年（フ）第３２３号
函館市神山１丁目１番７号、住民票上の住所　函館市美原３丁目６番23号
債務者　津田　　元
1　決定年月日時　平成25年11月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月26日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第３９９号
鹿児島県鹿児島市武岡１丁目２番地１　市住4631号
債務者　岩下八重子
1　決定年月日時　平成25年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月27日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第９４号
栃木県佐野市富岡町1725番地２　２号棟
債務者　畑　　敏治
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月20日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２５年（フ）第５２４号
栃木県宇都宮市岩曽町1377番地86　光コーポ102号
債務者　花塚　　進
1　決定年月日時　平成25年11月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月20日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第５２６号
栃木県芳賀郡茂木町大字茂木2017番地11　シンフォニーⅠ号館201号室、前住所茨城県ひたちなか市和田町１丁目11番41号
債務者　大塚　広明
1　決定年月日時　平成25年11月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月20日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第５３８号
栃木県宇都宮市若草５丁目８番16号
債務者　中里　和志
1　決定年月日時　平成25年11月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月20日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１８２６号
横浜市港南区丸山台３―41―17ツノダビル303、住民票上の住所横浜市南区中村町２丁目133番地
債務者　杉本　良一（旧姓切附）
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１９７１号
横浜市栄区桂台西１丁目38番１号　ドエル伯耆Ａ棟102号
債務者　鈴木　英子
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３０９号
北海道旭川市末広４条４丁目９番２号
債務者　横山　義則
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月15日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３１４号
北海道旭川市２条西４丁目１番19号
債務者　大谷　　護
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月15日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３２２号
北海道旭川市宮下通26丁目490番地の29　メゾンサリジェ101号
債務者　西間　順子
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月15日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３２３号
北海道旭川市川端町４条８丁目４番21号　シャルム川端105号室
債務者　岡田友美恵
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月15日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１９８４号
神奈川県綾瀬市寺尾台３丁目10番16号　サンハイツ103
債務者　レカシデ　シンシアこと　ビレラ　レカシデ　シンシア　ミルスカ
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５０５号
栃木県宇都宮市今宮１丁目22番17号
債務者　小森　孝子
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月６日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第５０９号
栃木県宇都宮市陽東４丁目７番17号
債務者　鹿山　　萌
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月６日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係